



2025年4月1日施行 改正建築基準法・建築物省エネ法 施行日前の確認申請書の提出について

令和7年4月1日施行の建築基準法・建築物省エネ法改正に伴い、審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化等が開始になります。

法改正の施行は「**工事着手日**」を基準として適用されます。

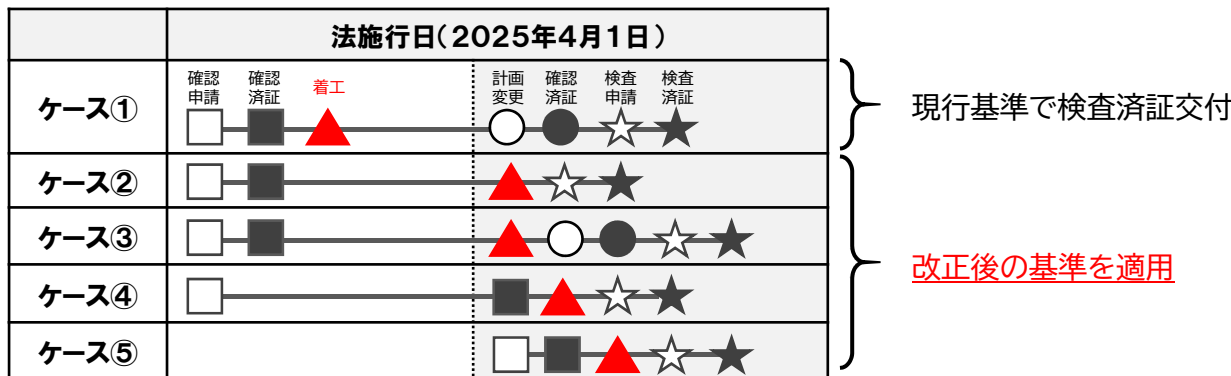
法改正施行日前に確認申請を提出される場合、以下の点をお願いします。

3月中に工事着手する場合、余裕をもって確認申請を提出してください。

4号建築物は、3月14日(金)までの提出をお願いします。

- ※**山形県が審査する場合のお願いです。**山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・天童市又は(株)山形県建築サポートセンターなどの指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関へお問い合わせください。
- ※3月14日までに提出された場合であっても、申請の内容によっては、3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。(ケース④となる)
- ※年度末に申請が集中することが想定されますので、できる限り**早めの申請をお願いします。**

施行日前後の基準の適用



ケース②, ③について

- ※3月までに確認済証が交付され、4月1日以降に工事に着手する場合、計画変更確認申請や完了検査において、改正後の法律の審査に必要な書類（構造・省エネ等に係る図書）を追加で提出していただきます。
- ※確認済証交付時点で、適用される基準（構造・省エネ等）への審査が行われていないこととなりますので、施工にあたっては十分ご注意くださいようお願いいたします。

ケース④について

- ※3月中に確認済証が交付されなかった場合、改正後の法律の審査に必要な書類（構造・省エネ等に係る図書）を追加で提出していただきます。
- ※追加書類は、4月1日以降速やかに提出してください。なお、追加書類の提出が無い場合は確認済証は交付されません。

問合せ先

県土整備部建築住宅課 電話 023-630-2641
 村山総合支庁建設部建築課 電話 023-621-8236 最上総合支庁建設部建築課 0233-29-1419
 置賜総合支庁建設部建築課 電話 0238-26-6090 庄内総合支庁建設部建築課 0235-66-5643